

# 産前産後期間相当分(4ヶ月分)の国民健康保険税が免除されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産(または出産予定)の国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠4ヶ月(85日)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」といいます。)に相当する分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額され、納めすぎになった保険税がある場合は、還付されます。

## 届出に必要な書類

### 届出書(裏面)

出産予定日(または出産日)と出産する人の氏名が確認できる書類(母子健康手帳など)

出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

郵送でも届出は可能です。

## 届出先

綾瀬市 福祉部 保険年金課 保険年金担当(市役所1階5番窓口) TEL0467-70-5617(直通)  
〒252-1192 綾瀬市早川550番地